

(写)

目都住第1210号
平成28年8月9日

目黒区住宅政策審議会会長 あて

目 黒 区 長

目黒区の住宅政策のあり方について（諮問）

目黒区の住宅政策のあり方について、目黒区住宅基本条例第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

目黒区住宅マスタープラン改定に向けた基本的方向と今後の住宅政策のあり方について

以 上

目黒区住宅政策審議会への諮問について

1 諮問事項

目黒区住宅マスタープラン改定に向けた基本的方向と今後の住宅政策のあり方について

2 諒問の趣旨

目黒区においては、「区民が良好な居住環境のもとで、安心して快適に住み続けられるための住宅対策の推進を図り、もって健康で文化的な住生活の維持および向上に寄与する」ことを目的とし、平成4年3月に「目黒区住宅基本条例」を制定した。

この「目黒区住宅基本条例」の目的を推進するため、「目黒区住宅マスタープラン〔第5次〕」(平成24年2月策定)に基づき施策を推進してきたところである。

第5次目黒区住宅マスタープラン策定後は、平成26年に「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の改正、平成27年に東京都の「高齢者の居住安定確保プラン」の改定、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の全面施行、また、平成28年に新たな「住生活基本計画（全国計画）」の閣議決定がなされ、住宅政策をめぐる環境が大きく変化していることから、平成29年度に住宅マスタープランの改定を予定しているものである。

改定にあたっては、目黒区基本構想・基本計画に掲げられた理念を基本に、都市計画マスタープランや保健医療福祉計画並びに環境基本計画などの関連する計画等との整合性を図りつつ、住宅政策の環境の変化や区の実態等を踏まえた計画とする必要がある。

そこで、平成25年に実施された総務省統計局の「住宅・土地統計調査」の結果等を踏まえながら課題を整理し、住宅マスタープラン改定に向けた基本的方向と今後の住宅政策のあり方について諮問するものである。

以上